

「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」を活用して調査を希望する海域について事業者からの情報提供の受付を開始しました

2021年 5月10日

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課
国土交通省港湾局海洋・環境課

1. 情報提供依頼の趣旨

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（以下、「再エネ海域利用法」という。）の施行により、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下、「促進区域」という。）の指定に向けた案件形成が進みつつありますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、案件形成の加速化が必要となっています。そこで、昨年12月15日に策定した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」においては、「初期段階から政府や自治体が関与し、より迅速・効率的に風況等の調査、適時に系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）の確立に向け、実証事業を立ち上げること等により、案件形成を促進し、継続的な区域指定につなげていく。」こととしました。

令和2年度第三次補正予算として措置された「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」を活用し、事業者の重複調査が見込まれる海域において、より効率的に案件形成を行う手法を確立するため、促進区域等の区域指定が行われる前段階にある3海域程度において、今秋頃から案件形成に必要な風況調査、海底・海象調査等の実施を予定しています。

以上を踏まえ、これらの調査を実施する海域の選定に向けて、日本国内で洋上風力発電を計画する事業者として実施を希望する海域について、別紙様式に記載する情報の提供をお願いするものです。

洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業

令和2年度第三次補正予算額 27.5億円

資源エネルギー庁
新エネルギー・再生エネルギー課
国土交通省港湾局
03-3201-4031

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none">2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーを最大限導入することが急務です。特に、洋上風力発電は、大量導入の可能性、コスト低減余地、経済波及効果の大きさの3つの観点から、再生可能エネルギー主力電源化の鍵となっています。昨年施行された再エネ海域利用法を契機に、促進区域指定に向けた案件形成が進みつつありますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、案件形成を更に加速化する必要があります。こうした状況に対応するため、具体的な案件形成の進んでいない未開発海域において、以下の調査等を行い、本事業によって得られた技術的手法や調査手法を基に、地域と一体となった新海域の開拓に向けた手法の確立を目指します。<ul style="list-style-type: none">①ポテンシャルの算定に必要な風況等の概況調査②環境影響評価等に必要な調査更に、調査結果を広く公表することにより、洋上風力の導入を後押しします。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none">3海域において調査等を行い、当該海域において洋上風力発電を導入することを目指します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p>	<p>(1)ポテンシャルの算定に必要な風況等の概況調査</p> <ul style="list-style-type: none">洋上風力発電事業の実施のために必要な基礎調査等を実施します。再エネ海域利用法における促進区域や有望区域等に当たらない海域であって、ポテンシャルが見込まれる未開発の海域（以下、「未開発海域」という。）において、風況や海底地盤等の調査を行い、得られたデータを取りまとめ、調査手法・技術の確立・実証を行います。調査結果に基づき、当該海域における導入ポテンシャルの試算も行います。 <p>(2)環境影響評価等に必要な調査</p> <ul style="list-style-type: none">未開発海域において、自然等の環境影響評価に必要な調査のうち、配線畫・方法畫の事業者共通部分に係る調査を行うとともに、環境影響評価をより効率的かつ的確に行うための調査手法の検討、実証を行います。当該地域における漁業実態等に係る調査手法等の検討、実証を行います。

2. 「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」において実施する調査の概要

5の手続を経て選定された海域において、洋上風力発電事業の基本設計に必要な下記調査をNEDOが委託する調査事業者が行い、その結果を取りまとめ、自治体や事業者を提供します。

- ①風況の調査
- ②海底地盤、気象海象に関する調査
- ③環境影響評価のうち、初期段階で事業者が共通して行う項目に関する調査
- ④漁業実態調査

(注) ③④は書面調査を基本としますが、地元の同意が得られれば、実測調査を行います。

3. 情報提供の内容

本事業で調査を希望する海域として、下記を満たす着床式及び浮体式の海域について、別紙様式に基づき、情報提供をお願いします。

- ① 再エネ海域利用法に基づく「促進区域」、「有望な区域」に選定されていないこと
- ② 当該海域で速やかに実測調査を行うことにつき、利害関係者の理解が得られる見込みがあること

4. 本情報提供受付の対象事業者

日本国内において洋上風力発電事業を計画している事業者

※ただし、複数社でSPCやコンソーシアムを設置している（設置する予定の）事業者は代表事業者のみ提出して下さい。

5. 提供いただいた情報の取扱いと海域選定の方法

各事業者より提供された情報については、原則として非公表のものとして取り扱い、経済産業省及び国土交通省にて整理し、政府の内部検討、都道府県・市町村への照会、第三者委員会における検討に用いることを想定しております。一部の情報については、個者の情報が判別できないよう情報を集約・加工した上で公表することがあり得ますが、その場合は、事前に公表内容・形式については相談させていただき、同意を得ることといたします。

海域の選定に際しては、中立的な学識経験者等で構成する第三者委員会の意見も踏まえて、都道府県・事業者双方からのニーズ、風況等の自然条件、実測調査や環境アセス等の実施状況等から、必要性和有望性を勘案し、3海域程度を選定します。

6. 情報提供の方法

「別紙」に必要事項を記入し、提供する方の情報を添え、下記の宛先・メールアドレスあて電子メールでお送りください。

【宛名】

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課「再エネ海域利用法制度」担当 宛

【メールアドレス】

(経済産業省) youzyou-saiene@meti.go.jp

(国土交通省) hqt-kouwankaiyoutyousa@gxb.mlit.go.jp

※件名に「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業に係る情報提供」とご記入ください。

※電子メールの提出が難しい場合は、下記住所まで郵送でお送りください。

住所：〒100-8931東京都千代田区霞が関1-3-1

7. 情報提供の受付期間

受付開始日 2021年5月10日(月)

最終締切日 2021年5月24日(月) 必着

8. お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

メール：youzyou-saiene@meti.go.jp

電話：03-3501-4031 FAX：03-3501-1365

※ご不明な点等ありましたら、上記の連絡先までご遠慮なくご質問・ご相談のほどよろしくお願ひします。

※テレワークが増加しているため、可能な限り上記メール宛てに問い合わせいただけますと幸いです。

9. 参考リンク

・NEDO「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」に係る公募について

https://www.nedo.go.jp/koubo/FF2_100308.html

・「洋上風力産業ビジョン(第1次)」概要

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/pdf/002_02_01_01.pdf

・「洋上風力産業ビジョン(第1次)」本文

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/pdf/002_02_02_01.pdf